

議案第13号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年3月3日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会委員の項及び地域包括支援センター事業調整会議委員の項を削り、同表中

「

介護認定調査員	ケアマネージャー 資格有り	同	9,500円
	ケアマネージャー 資格無し	同	9,000円

」

を

「

認知症初期集中支援チーム員	医師	会議日額	6,400円
		訪問日額	20,000円
	その他	会議日額	6,400円
		訪問1人当たり	7,400円
認知症初期集中支援チーム検討委員会委員		日額	6,400円
認知症地域支援・ケア向上事業嘱託医		年額	30,000円
介護認定調査員	ケアマネージャー 資格有り	日額	9,500円
	ケアマネージャー 資格無し	同	9,000円

」

に、「介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体委員」を「生活支援体制整備事業に係る協議体委員」に、「英語指導助手」を「外国語指導助手」に、「大田原市立小中学校教科用図書採択協議会委員」を「大田原市立小中学校教科用図書選定委員会委員」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。